

議案第 23 号

三田市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

三田市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 6 年 2 月 19 日提出

三田市長 田 村 克 也

三田市条例第 号

三田市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

三田市附属機関の設置に関する条例（平成 21 年三田市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表市長の部三田市行政評価委員会の項の次に次のように加える。

現三田市民病院跡地活用事業者公募選定委員会	(1) 現三田市民病院の跡地活用事業者公募要件に関する事項についての調査審議 (2) 現三田市民病院の跡地活用事業者公募選定に関する事項についての調査審議	7 人以内	諮問に係る審議が終了するまで
-----------------------	--	-------	----------------

付 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。